

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第20号**

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～33 略		1～33 略	
34 特例条例別表第2の34の項の規則で定める書類	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第16号ニ</u> 、第62条の3第4項第16号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号に規定する認定の申請に係る書類	34 特例条例別表第2の34の項の規則で定める書類	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号、 <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号に規定する認定の申請に係る書類
35 略		35 略	
36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	略  (1) 略 (2) 法第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の2第3項第2号、第5項	36 特例条例別表第2の36の項の規則で定める書類	建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。） 、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。） 及び建築基準法施行条例（昭和30年香川県条例第8号。以下この項において「条例」という。） に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) 法第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の2第3項第2号、第5項

第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項及び第5項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可の申請に係る書類

(3) 略

(4) 法第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5各項、第68条の5の6、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項の規定による認定の申請に係る書類

(5)～(7) 略

第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の2第2項、第68条の7第5項、第85条第3項及び第5項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項の規定による許可の申請に係る書類

(3) 略

(4) 法第44条第1項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで及び第7項、第68条の4、第68条の5の4各項、第68条の5の5、第86条第1項及び第2項、第86条の2第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項の規定による認定の申請に係る書類

(5)～(7) 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。